

松戸市告示第401号

地方自治法第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨告示する。

なお、この告示は、平成15年10月25日から効力を生じる。

平成15年10月24日

松戸市長 川 井 敏 久

## 変更調書

新 大 字	旧		地 番
	大 字	字	
紙敷二丁目	紙 敷	向 野	194の1～194の3 194の6 194の7 195の4
		新橋台	198の1 198の2 199 200 201の1～201の4 202の1 202の2 203の1～203の3 204の1～204の3 205の1 205の2 206の1～206の5 207の1～207の24 207の26 207の28～207の79 209の1 209の27 209の28 209の62
		坂 花	215の3 216 217の1 222の8
紙敷三丁目	紙 敷	向 野	179の1～179の7 179の9 181 182の1 182の2 183 184の1～184の4 185の1～185の3 186の1 186の2 187 188の1～188の4 189 190の1 190の2 191の1 191の2 191の4～191の6 191の10 191の12～191の16 192の1 192の2 193 194の4 194の5 195の1 196の1 197の2～197の4 197の6 197の8 197の10 197の12 197の14 197の15 197の17 197の19 197の22～197の35

坂 花	214の1 214の2 215の1 217の3 218 219 220の1~220の14 222の1~222の6 223の1~223の5 223の7 224の1~224の9
小 関	225の2~225の6 225の9 239の1~239の5
三 又	245
新 橋	39の3 40の1 249の2~249の6 252の1~252の4 253 254の1 254の2 255の1 255の2 256の1 256の3・257の1合併 257の2 258の1 258の2 259の2 260の2 261の2 262の1 262の2 263の1~263の4 264の1~264の22 265の1 265の2 266の1~266の3 267の1 267の3 268の1 268の2 269の1~269の8 271の1~271の4 272の1~272の3 273 274 276・275合併 277の1~277の4 278の1 279の1~279の3 280の2 281の1~281の3 322 323の1~323の3 324の1~324の4 325の1 325の2 326の1 326の2 327 328 330の1~330の5 330の8 331の1 331の2 332の1 332の2 333の1~333の3 334

		335の1 335の2 336の1 336の2 337 338の1～338の4 339 340の1～340の5 341の1 341の2 342～344 345の1 345の2 346の1 346の2 347の1～347の4 348の1～348の4
	向	349の1 349の7 349の11
及びこれらの区域に隣接・介在する道路及び水路である公有地の全部		

備考

上記の土地の表示は、平成15年4月10日現在の土地登記簿謄本によるものである。